

平成20年4月スタート 75歳以上の人へ 後期高齢者医療制度の「保険料率」が決まりました

被保険者の人に納めていただく保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。このたび、広島県における平成20年度および平成21年度の「保険料率」(均等割額と所得割率)が次のとおり決まりました。

保険料の計算方法



※賦課標準額とは、総所得金額から33万円を控除した金額です。

保険料の納付について

保険料は、一人ひとりが納付し、原則として年金から天引き(特別徴収)されます。

所得の低い世帯の被保険者は、均等割が軽減されます

所得の低い世帯の人は、保険料の「均等割額」が世帯の所得水準により、7割、5割、2割軽減されます。

制度加入直前に健康保険組合などの被扶養者だった人への軽減措置

期 間	保険料の負担	
	均等割額	所得割額
平成20年4月から平成20年9月まで	負担なし	負担なし
平成20年10月から平成21年3月まで	1割を負担	負担なし
平成21年4月以降、制度加入時から2年を経過するまでの間	5割を負担	負担なし
制度加入時から2年を経過した後	全額負担	所得に応じて負担

保険料の減免

被保険者(保険料を納める人)本人または世帯主が、災害などにより重大な損害を受けたときや、広域連合条例で定める特別な事情により保険料を納められなくなった場合には、保険料の減免を申請することができます。

高齢者医療制度の見直しについて

70～74歳の前期高齢者の窓口負担について

平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。これは、平成20年4月から2割負担に見直されることとされていたものを据え置くものです。

※自己負担が3割の人と後期高齢者医療制度の対象となる障害認定を受けた人は除きます。

※該当者には3月に新たな「高齢受給者証」を郵送します。

後期高齢者医療制度における75歳以上の被扶養者の保険料について

平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月間は、均等割額が9割軽減されます。この措置は、2年間均等割額が5割軽減されることに加えて行われます。

対象者 75歳以上の人(65～74歳で障害認定を受けた人を含む)で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において被用者保険(社会保険など)の被扶養